

## 令和7年第4回定例会 経済建設常任委員会審査記録

1	日	時	令和7年12月11日(木) 午前9時59分
2	場	所	市役所 第一委員会室
3	議	題	請願第12号 免税軽油制度の継続を求める請願書 議第158号 村上市地域活性化施設条例の一部を改正する条例制定について 議第159号 村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定について 議第160号 村上市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定について 議第161号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について 議第162号 村上市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について 議第163号 朝日まほろばふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について 議第164号 朝日みどりの里屋根付き多目的広場条例の一部を改正する条例制定について 議第165号 村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定について 議第166号 朝日温泉活用健康増進施設条例の一部を改正する条例制定について 議第167号 村上市宮あらかわゴルフ場条例の一部を改正する条例制定について 議第168号 村上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について 議第169号 神林農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について 議第170号 朝日シルクフラワー製作工房施設条例の一部を改正する条例制定について 議第171号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について 議第172号 村上市農山漁村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定について 議第173号 朝日みどりの里体験交流センター・休養施設条例の一部を改正する条例制定について 議第174号 朝日みどりの里農産物直売施設条例の一部を改正する条例制定について 議第175号 村上市内水面総合振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について 議第176号 村上市新内水面振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について 議第177号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について 議第178号 村上市公園条例の一部を改正する条例制定について 議第185号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号) 議第186号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号) 議第187号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算(第4号)

4 出席委員（6名）

1番	三田敏秋君	2番	姫路敏君
3番	佐藤憲昭君	4番	富樫光七君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君

5 欠席委員（なし）

6 地方自治法第105条による出席者

副議長 大滝国吉君

7 委員外議員（なし）

8 オブザーバーとして出席した者（なし）

9 説明のため出席した者

副市長	大滝敏文君
政 策 監	須賀光利君
農林水産課長	小川良和君
同課農業振興室長	本間研二君
同課林業水産振興室長	伊藤幸夫君
同課みらい農業創造推進室長	高橋和憲君
農業委員会事務局長	高橋雄大君
農業委員会事務局主査	鬼原典子君
地域経済振興課長	富樫充君
同課経済振興室長	玉木善行君
観光課長	山田昌実君
同課観光交流室長	村山真一君
同課観光交流室副参事	渡辺仁美君
同課観光交流室係長	増子正臣君
建設課長	須貝民雄君
都市計画課長	小野道康君
同課参事	忠康博君
同課建築住宅室長	小田雄介君
同課都市政策室長	林奈美君
上下水道課長	稲垣秀和君
同課経営企画室長	齋藤健一君
同課業務室長	大矢純君
同課水道工事室長	伊藤孝雄君
同課下水道工事室長	渡邊貴志君
荒川支所産業建設課長	高橋晃君
神林支所産業建設課長	中嶋琢也君
朝日支所産業建設課長	鈴木健次君
山北支所産業建設課長	森山治人君
企画戦略課行政改革推進室長	本保敦志君

10 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	河内真人

(午前 9時59分)

委員長 (河村幸雄君) 開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 請願第12号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題とし、紹介議員 (菅井晋一君) から補足説明を受けた後、審査に入る。

(補足説明)

菅井 晋一

おはようございます。新緑会の菅井晋一です。免税軽油制度の継続を求める請願につきまして、紹介議員として補足説明をさせていただきます。この請願は、お手元の請願書のとおり、免税軽油制度の継続をお願いするものであります。免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税1リットル当たり32円10銭を減免、免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾等で使うフォークリフトなど、道路を走行しない機械燃料用の軽油は免税が認められています。この制度は、令和6年度税制改正により、令和9年3月末まで特例措置が延長されております。特にスキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ圧雪車や除雪機などに使う軽油が免税となり、この制度がなくなればスキー場経営への影響があります。ちなみに、昨年、令和6年度で蒲萄スキー場で使用された軽油は1万4,270リットルです。これに免税税額32円10銭を掛けると45万8,000円ぐらいになります。これが免税された額で、メリットといえますか、そういうものでございます。この制度がなくなれば、スキー場の経営への影響はもちろん、さらに現状でさえ経営が困難な農業・林業・水産業・建設業・製造業ほかにおいても負担増は避けられず、当該事業経営への影響は大きく、市の経済にも影響を与えることとなります。よって、政府関係機関に観光産業や農林水産業等、幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度をさらに継続されるよう強く要望するため、請願の採択に特段の御理解、御協力をお願いするものであります。以上であります。

(審査)

佐藤 憲昭

おはようございます。今菅井委員のほうから説明あったように、これスキー場の話だけではなくて、農業、それから船舶、水産業も含めて非常に影響力があるという免税制度でありまして、来年の4月に暫定税率が廃止されたとしても、本則税が15円残るわけでございますので、その15円等についても免税されることによって、来年の米価はまだ分かりませんが、非常に大きな影響があるのかなというふうに思っております。大きい農家であれば1,000リットル、2,000リットルを使ってきましたし、申請した量を全て採択されるわけではありませんので、面積案分で採択されていくわけでございます。これは本当に免税制度については継続をお願いしたいというふうに切に思います。

姫路 敏

今の件なのですが、何か行政、村上市のほうに国のほうから、あるいは県のほうから、その継続するか否かも含めて情報というのは入っていないですか。

副市長

すみません。今の時点で私は承知はしておりません。申し訳ございません。

姫路 敏

もう当然意見書として出さなければいけないと思いますけれども、やっぱりこういう意見書とかということで市への請願というのがこうやって紹介議員も含めて出てきているわけですから、その件についてみれば、やっぱり村上市の今副市長、聞いて

ておりませんなんて言わずに、聞いてちょっと方向性を探っておくというか、そのぐらいの努力はあってこれ当然だと思うのですが、いかがでしょうか。

副市長  
姫路 敏

おっしゃるとおりだと思います。

本当に農業者も含め、スキー場だけに限らず、やっぱりこれ、もし免税のそれがなくなってしまうと大変なことが起きるといえるか、状態なので、議会としては、常任委員会としてもしっかりとそれは意見書で上げて、国へ働きかけていくということも含めてやっていかなければいけないなど、こういうふうに思っておる次第でございます。なお行政のほうにはしっかりとその辺も含めてアプローチをどんどんしていってほしいなど、こういうふうに思っている次第で、賛同いたします。

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査、討論を終結し、起立による採決を行った結果、請願第12号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

事務局長

ただいま採択すべきものと決定いただきました請願につきまして、最終日に議員発議をしていただく運びとなります。つきましては、本市議会の様式にのっとり成文化したものを準備いたしておりますので、お帰りの際に御署名のほうをお願いいたします。以上です。

日程第2

議第158号 村上市地域活性化施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（観光課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

政策監

それでは、議第158号から議第170号及び議第172号から議第177号までの19議案に共通しております提案理由について、一括して冒頭御説明を申し上げます。本市では、令和6年度から令和8年度までの3年間を財政健全化集中取組期間として位置づけ、徹底的な歳入歳出の見直しに取り組んでいるところです。今回御提案しております議案につきましては、財政健全化集中取組期間において進めている取組のうち2項目、施設の開館日及び開館時間の見直し並びに公共施設の使用料、減免基準の見直しに関連して本年6月に策定いたしました基本方針に基づき、施設の利用時間、使用料などについて見直しを行うものであります。まず、1点目、施設の開館日及び開館時間の見直しにつきましては、利用実態が少ない曜日・時間帯においても必要となる施設運営経費を削減するため、利用者への影響を極力抑えられるよう配慮しながら開館日及び開館時間を見直し、維持管理費用の適正化を図るものです。次に、2点目、使用料及び減免基準の見直しにつきましては、平成20年に市町村合併し、新村上市が発足して以降、平成26年、令和元年の消費税増税や近年の物価高騰などもある中、市全体として使用料及び減免基準の見直しを行ってこなかったことから、各施設の維持管理に係る原価計算などを行った上で受益者負担の適正化を図るものです。なお、見直し後の減免基準につきましては、各施設設置条例に基づいて定める規則などを改正し、規定する予定です。各議案に共通しております提案理由につきましては以上でございます。

観光課長

それでは、議第158号につきまして御説明を申し上げます。議第158号は、村上市地

域活性化施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、道の駅神林にあります林産物展示販売施設及び農産加工所につきまして、月額使用料の見直しを行うものであります。説明は以上であります。

(質 疑)

姫路 敏 それでは、この件についてみれば、その場所を今利用されている方にはその辺の話とか、その辺聞いていますか。

観光 課長 施設利用者につきましては、そういった今回の趣旨説明はしております。

姫路 敏 何か言っていましたか。しょうがないのだねとか、その程度ですか。

観光 課長 この施設につきましても説明はしておりますが……すみません。神林の産業観光課長に答弁をいたさせます。

神林支所産業建設課長 この件に関しまして、神林穂波の里の野菜市の皆さん、それから農産加工所の皆さんにお話をもちまして、一応この件に関しましては御納得いただいたということでこちらのほうは感じております。以上でございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第158号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第159号 村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定について及び議第160号 村上市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長(地域経済振興課長 富樫 充君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

地域経済振興課長 それでは、議第159号及び議第160号について御説明いたします。まず、議第159号については、村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、露店市場の出店状況を踏まえ、仮設店舗に屋台及びキッチンカーを加えたほか、開設区域及び開設時間、出店料について見直しを行うものであります。続いて、議第160号は村上市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間を変更したほか、冷暖房料を施設使用料に含めることとして料金の見直しを行うものであります。以上であります。

(議第159号質疑)

姫路 敏 これは露店の六斎市がメインになってくると思うのですが、これを見ると、間口2メートルというのが削除されて、間口3メートルまでということに全部なって、1,000円になると。それとあと、ほかにも間口3メートルまでの、そのときそのときは1回につき130円が1回につき300円になると、こういうことでございますけれ

ども、270円が300円になるということなのですが、これ露天商さんというのは、いろんな農家の方々のお母さん方とか、いわゆるそういう方々が中心になってこの村上の市役所の脇に来る。これは、いわゆる六斎市としても相当やっぱり宣伝にも、今は出ているか分からないですけども、よく宣伝、六斎市開催日なんていって宣伝になっているぐらいなのが、これ平成26年で74店舗あったのが、令和6年で28店舗。見ても分かるように半分以下ぐらいになってきて、62%が減少していっていると。私は、こういう状況の中で、その来られた人になおかつ、いわゆるお値段を上げるよということになるということ自体がどうなのかって思うのですが、その辺検討されましたか。

地域経済振興課長 出店の状況、今減少傾向にあるということで、委員のおっしゃるとおりであります。そういったところも検討した状況でもありまして、露天商の皆さんというのは、おっしゃったように農家を営んでいる方がそこで野菜を持ち込んだりということで、そういったものでありますけれども、そこで物を売って販売していただくというところで皆さんの収益を得る形でやっていると。ただ、市民生活を支えている部分も当然ございます。そういったところもありまして、今の基本方針の受益者負担の公平性という部分をちょっと鑑みたところでありまして、その負担をいただく部分を最低限に抑えた形で私どものほうも今の料金のほうを見直しを行ったところでもあります。それと併せて、これからこの露店市を維持継続していくための部分として、多様な出店を可能にしていくような形で、今回、料金の改定と併せて屋台及びキッチンカーのほうも出店を可能として、多くの皆さんが露店に出店いただけるような取組もさせていただければということで、そういったところも併せて、今後の振興の部分を含めて今回条例改正のほうを行わさせていただいたところでもあります。

姫路 敏 新旧対照表を見ると、府屋と勝木と北中、寒川というのはなくなるということですね。よろしいですか、それで。

地域経済振興課長 そちらのほうも現在出店がない状況でありまして、こちらのほうについては、地元の区長さんのほうにも確認した上で、そういった形を取らせていただきたいということで御了解いただいております。

姫路 敏 それで、残るのは岩船と村上。村上というのはその六斎市。六斎市というのは、観光のいわゆる目玉としても宣伝してきている経緯もあるので、例えばもし出てきて六斎市に参加される方がこうやって随分減っているということであれば、逆にお金出してでも来てくれと、発想はちょっと違うところに転換しますけれども、そのような考え方だってあり得なくもないわけです、ここの活性化をうたっていくのであれば。だから、私はむしろこんな、本当にささやかな収入でしかないと思うのです、そこに来ている方々も。そこを300円高くするだの何だのなんて言わずに、やっぱり逆にお金1,000円出すから来いやと、こういう発想のほうが来ると思うのです。活性化させたいわけでしょう。まず、活性化させたいのかどうか、なくなったらなくなっただけいいのだと思っているのか、ここがやっぱり一つの視点のポイントになりますけれども、どうなのですか。村上の六斎市はなくなってもいいのだという考え方があるのか、それとも、いや、なくなるよりは、どんどん来てもらって出してもらいたいと、お店に、どっちなのですか。

地域経済振興課長 先ほど私もちょっとお話しさせていただいたように、市民生活を支える上で六斎市というのは大変重要な市場でもありますので、ほかの市場もそういうところも

あります。それをこれからも継続していただくということが大前提にあるかと思えますので、私ども先ほど申しましたように受益者負担の公平性という部分を踏まえて、最低限でも料金のほうの引上げのほうを検討させていただいたというところがあります。それと併せて、これから継続していくために、そういった振興を図るために、多様な出店を募る形でこれ条例改正のほうもさせていただいたということでもあります。そういった声も実際に私どもの課のほうにも届いておりますので、その皆さんと併せてこれからの六斎市とか、あと市場の盛り上がりを進めていきたいというふうに考えているところであります。

姫路 敏 私は、どっちかいうと、500円くれるから、来て並べてどんどんやってくれというぐらいの行政でいてもらいたいなと、こういうふうに思いますけれども、ちょっと考えるところいっぱいあるので、随分悩みます、この件についてみれば。私以外にも誰か。

富樫 光七 おはようございます。今の露店市場の件なのですけれども、維持するために値上げするということに対しては私何ら異議はないのですけれども、もしそれで上げるのであれば、さっき姫路委員が言うように、出店している今残っている人たちというのはすごく何か、年寄りはじめ、物を売って稼ぐと同時に何かコミュニケーションも図るというような目的のこともあの中にはあるのではないのかなと思うし、私は、1回出店するのだったら逆に、この金を取るのだったら、今ここの場所でいいのか、この次の討論がいいのか分かりませんが、出店者にやっぱり1回3,000円ぐらいずつ、日当ではないのですけれども、振興策費として計上するというのも、この条文の中に組み込めるのだったら一緒に入れてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

地域経済振興課長 その振興策については、出店される、出店を希望される方にその分のお金を支払うという考え方もございますでしょうが、いろんな部分で宣伝告知をするという部分での振興策もあるかというふうに思います。そういったところもうちのほうでも考えながら、これからも進めたいというふうに考えております。

富樫 光七 なぜかという、だって20年ぐらい前まではあの辺に私らの電気工事の組合もあつたりして、なかなか市場になると通りにくいほど、すごくもう繁盛していたものなのです。それが今ではもう閑古鳥が鳴いているという言葉がぴったりぐらいの量しか来ないので、何で俺この3,000円がどうのこうのって振興策のことを言うかという、もうこれから3年、5年になれば駅前開発の中であそこに青空広場みたいなどころできるわけです。だから、そのときになれば、今テント張って、雨降ると大変な思いで、大した稼ぎもないかもしれないのに市場を開いてくれる人たちに、それが全然なしであの場所を使ってやってもらえば、もっと出る人もやる人もすごく軽減すると。そこまであともう3年か4年ぐらいかかると思うのですけれども、そこまでにやっぱり今の現地の、現場の雰囲気を高めておくというのは、それこそ観光村上を売るためにもすごく大事だなと思って私言わせてもらっているのですけれども、ぜひその辺を考えてほしいなと思います。

地域経済振興課長 ありがとうございます。その辺の振興策については多様なやり方もありますので、御意見いただいた部分も含めて検討させていただきます。

姫路 敏 あと、これ新しくは屋台及びキッチンカーとすると。キッチンカーの参入も今後考えていくのだと。キッチンカーというのは単独で物を売れないですね。要するに電気とか必要になってくるのです。電気、ガスなどいろいろと。それは自分たちで

用意できる部分もあるのでしょうか、取りあえずは電気は必要ですね。この辺どんなふうに考えていますか。

地域経済振興課長 そういった部分については、出店される方が御準備いただくということは原則として考えております。

姫路 敏 大体は施設のところから電気を借りて引っ張ってくるのです。発電機みたいなものを持って来るなんていうのはほとんど今ないですね。いわゆる施設の脇につけるのではないですか。そこで1回電気借りて半日3,000円だとか、そんなふうにして出すのです。考えれば、ただキッチンカーもいいぜなんていうのではなくて、詳細のところ、そういうところまで煮詰めていかないとなかなか難しいのだろうなどは思います。ただ一概にキッチンカーもいいのだというのではなくて。私は、はっきり言って、これを、ほかの施設は、勤労ホームなどのそういうところは、今公共施設の使い方なので、それは反対するところもないですけれども、やっぱりこうやって考えてみると、そこで観光振興の一つとして六斎市をどんどん、どんどんこれからまたPRしていくということの観点から言えば、やることが私はちょっと違うのではないかなという感じがしなくもないのです。最初に言ったように、平成26年のときに74店舗。これ今28店舗しかない。いわゆる50店舗近くもうない。お分かりのように。まずそれを食い止める手法を考えなければいけないのではないかなと。この単価を上げるという先に。この辺、副市長、どうですか。考え方としてみれば。

副市長 今回の使用料の改定につきましては、冒頭説明いたしましたとおり、いわゆる負担の公平性というふうな観点から一律にお願いをするというふうなところでございますし、今ほどおっしゃったように出店数が例えば平成26年から相当数減っているという委員の御指摘もあるように、なぜ減ってきているのか、こういった要因分析ももちろん必要でしょうし、市として六斎市、これをなくすればいいなということはもちろん必要でございませぬし、さらにはぎやかになっていただきたいという思いはございますので、その振興策については、今様々な御意見いただいたもの、これらを十分考慮しながら打っていきなというふうにご検討しております。

姫路 敏 それで、病院の病児保育センターとかは今回の施設の利用料金とは除外して考えていると言われていましたですね。私は、視点がどこにあるかというところを考えると、観光のやっぱり六斎市というのを盛り上げるということを考えたときに、ただ一概にみんな、いわゆる公共料金の平等性、平準化なんていうことでここを決められる問題ではないのかなと思っています。したがって、何を言いたいかというと、もっと大きな視点の中で、利用料金も含め、先ほど私もそうですし、4番委員も言われましたけれども、逆にお金出すから来てよって盛り上げてもいいぐらいではないかという考え方も出てくるわけです。また上げる何だって、面白くなくなると思いますよ、やっている人たちも。面白くない。そのために、出したり引っ込めたりというわけではないのですが、もう少しよく考えて、あるべき考え方をやったほうがいいと思います。神納の小学校だかのほうのあれも利用料金据え置いてやっていますけれども、この2点だと今のところ言っていますけれども、その2点ではなくて、ここの部分もやっぱり少し観点を改めて利用料金の考え方を盛り込んだほうがいいなと、こういうふうに思いますが、政策監もどうですか。

政策監 先ほども受益者負担のお話ありましたけれども、私どもとしましてもやはり配慮はさせていただいているという認識でございまして、受益者負担率、こちらの定期市場につきましては25%ということで、通常50%が多いのですけれども、25%というこ

とで、かなり市民の生活のために役に立っているという認識で25%というふうにかなり低く設定させていただいていまして、原価のほうも、定期市場、間口2メートルの定期利用で大体4,400円というふうになっておりまして、その分の25%を受益者負担でお願いするというので、本来であれば4,400掛ける4分の1で1,100円のところ1,000円にしているというところで、配慮は全くされていないというわけではないというところは御理解をいただきたいと思ひますし、私としても振興策しっかりと共に検討してまいりたいと思ひますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

姫路 敏 物売りしているわけだからという前提に来るかもしれませんけれども、本当に10%の粗利を取っていくのに、1万円売って1,000円です。その中で利益出そうと思ったら、こういう家賃とかそういうのも皆引いて、そこから出ていくわけですから、幾らでも残らないと思ひます。それで、来なさるお客様の数というのも相当減っています、こうやってみると。私は、もう少し、何度も言いますが、視点を改めて、ここはまずもう一回ちょっと考えてものをしたほうがいいのか、観光振興の一環からも六斎市というのをどう盛り上げていけばいいのかをまず考えた上で物を考えたほうがいいのか、こういうふうに思ひました。これは答弁要りません。一応そんなことですが。

(議第159号自由討議)

姫路 敏 これは委員の皆さんにちょっと聞いてみたいと思ひますけれども、この案件、159号ですか、この件に関してみれば、今すぐ私は決めなくてもいいのかなど。議案として出された限りはどうしても可決させなければいけないような理事者側いるかもしれないませんが、これ継続審査ということで、この議案の部分はまだ少し様子見て、そしてもう一回固まったところで、どうしても必要だとあれば臨時議会にでも入れてもらえばいいし、来年の3月のときにでも入れてもらえばいいし、少し考えていただきたいなど、こんなふうに思ひしております。何でもかんでも可決、可決、確かに理事者側はそういう気持ちで出しているのでしょうかけれども、この辺ちょっと委員の皆さんの考え方も、私今質疑していましたが、否決とかそういうことではなくて、もう一歩ちょっと考えていただきたいという間を取りたいと思ひしておりますけれども、いかがなものでしょうか、これ。

小杉 武仁 2番委員にちょっとだけお伺ひしたいのですが、今ほど考えていただきたいという発言ありましたが、今のやり取りの中の2番委員が発言した方向性を考えていただきたいということですか。

姫路 敏 いえ、可決するのではなくて、継続審査にしてもいいのではないかとすることを考えてもらいたいなど。可決すればこれで決まりです。我々があれです。これは最終日で、本会議で決まるわけですがけれども、ここで決まったから全部決まるわけではないですが、1つはやっぱり私は、否決というところまではいかないのですが、もう一歩まず継続でしておいて、そして理事者側の方向性を出してもらった上でもう一回考えてもらいたいなど。ここの今の短時間の中でイエスカノーかというのではなくて、そういう形でもいいのかなど思ひたりもします。どんなものでしょうか。そういうことを言っているのです。言っている意味分かりますか。可決するのではなくて、継続して我々でも考えていきませんかということですが。

小杉 武仁 具体的にどういった方向性を求めていけばいいのか、私は今そういうふうを考えて

いるのですけれども、要は理事者の今のやり取りの中も含めて今回上程されている説明も聞いて、私はある一定の理解はもうしているわけです。それで、今後継続審査となったときに、何を求めてこの委員会の中で審査を継続していけばいいのかというところを具体的にお話ししていただきたいなというところがあるのです。

姫路 敏

六斎市としてどれだけの人数が来ているのか、観光客が。観光客呼ぶための部分でPRしています。その辺もやっぱりうちらとして行政側からいろいろな資料を出してもらったりして見ていくべきだろうと思います。ただそこら辺みんな全部の、今寒川とかはなくしましたけれども、そういったところで、資本主義の中でどうしてもいわゆる売上げの上がらない、できないというところは自然消滅していくのです、普通は。だから、それでいいのかということでは、そうではないって言っているわけですから。ここ、では六斎市このままでは自然消滅しますよ、これ。そこでもってきて料金上げるということをしようとしているわけですから。それで、半分以上の出店者がもうここ10年のうちになくなっている、狭くもなっているということを考えれば、私はこれは、今後もそうしてまた料金を上げたりすればもっと少なくなる。こんな議案を我々議会で、よし、いいぜって言えるかということなの。だから、結局考えねばならないところは、六斎市でこれだけPRもしてきて、村上来なさいよって。2と7のつく日は六斎市も開催しますって。前なんか言えば、今来ていないかもしれないけれども、温泉のバスまで来て見ているわけです。だから、こういうところに持ってきて単価をまた上げたりということが、どんどん、どんどん増えているのならばいいですよ、需要と供給のバランスというのがありますから。六斎市が10年前に比べて倍ぐらいになっていて、道もどうするか分からないぐらいに増えているなんていうのであれば、もっと増やせばいいと思うのです、これ単価を。普通店舗の出店料を。でも、そうではないということになれば、これはもう消滅の一途をたどっていくということでしょう。ここに拍車をかけるようなことを議会でオーケーしていいのかということです。だから、さっき言ったように、病児センターみたいに、そこは安価で子供の受入れとかそういうところをしているわけですから、それとはまた別だと思えますけれども、それでも一つの観光の柱を失っているのかということなんです。そこに拍車をかけるようなことを、いや、出店料上がったから、また出す人が減るって、増えるかということ、減ってきているのを止めるにはならないと思います。だから、そういうところをもっと我々も勉強して考えて答えを出すべきだろうと。今すぐここで質疑を聞いて答えを出すというよりも。こういうことを私述べているのです。否決するというのではない。継続して物を考えようよということ、議会、常任委員会としても。そのぐらいのことは私はあっても当然だと思います、議員として、議会として、常任委員会として。と私は思っています。そういうことなのではないかということをお願いしたい。

小杉 武仁

2番委員おっしゃるのは理解できました、分かりますし。六斎市を利用されている人数、単価、またプライマリーバランス的な内容を、例えば閉会中事務調査で調査を実施したりとかということも考えの中には含まれていますか。それ継続審査ですからね、するとなれば。

姫路 敏

継続審査ということは、それらも含めて、六斎市の状況も含めて物を考えましょうよって。もし方向性的によくはないようであれば、それは理事者と相談して、また新たなものを出すというのであればそれでいいし、そのまま流してしまえばそれで終わりですし、継続審査というのは。それはやっぱり理事者側にも考えてもらいたい

という時間をつくりたいという意味です、継続というのは、時間をつくるということです。私はそう思います。知っている人も何人かいますよ。六斎市に持ってきている方々で知っている人もいます。本当に寂しい限りです。こんなこととしてやっていくのがどうかなと思っています。それで継続したほうがいいのではないかとというのがこの自由討議の中にあるわけです。

小杉 武仁  
富樫 光七

私も自由討議なのでお聞きしました。結構です。

自由討議というので発言させてもらいますけれども、私もこの考え方の問題がちょっと違和感があるなど思ったのは、これで値上げして、何十円、何百円のレベルの話を今、話の内容はちっちゃいのですけれども、でも条例を改正するというのはすごく大きな意義があると思うのです。もしそのことをして、さっきから言うように六斎市というのが、私らは朝日村だから、あんまり六斎市なんて特別関心はなかったのだけれども、今村上市としてその六斎市ということを考えるのであれば、姫路委員が言うように、ここで考えるという時間ってすごく大事だと思うのです。その考えるというのは何を考えるかということ、何でこうなったのかなということを知るのが1つ。これをもし盛り立てて、私らが見た20年前、30年前のあのにぎわいを、そこまでのことをイメージできるかどうかは別として、これを盛り上げるということを考えることを私らもしなければならぬし、やっぱり理事者側の、だから俺この間も言って、言葉が悪かったなって言ったのは、「課長では」という言葉を使ったら、ちょっと誤解された面もあるのだけれども、こんなときこそ若い人の知恵とか、やっぱり汗を出してもらって、やっぱりここでいろんなノウハウ、何でこうなったのかなということ勉強しながら、残ったものがこれからの村上市に残る、俺は一番の財産だと思うので、こんなお金とか経費がかからない中で若い人たちを本気で勉強させてもらうというのはすごくいい機会なので、ぜひこれは継続審査の一つにしてほしいなと思います。以上です。

姫路 敏

皆さんの意向が継続審査であれば、私は継続審査のほうが良いとは思いますが、ただ継続でなくて、これを突き進むということになれば、俺は反対するしかないです、この件についてみれば。申し訳ないけれども。その辺ちょっと聞いてもらって判断材料にしたいと思いますけれども。

小杉 武仁

私は、理事者の説明で十分理解できました。政策監のお話もそうですけれども。受益者負担に関しては、この議案だけではなく、ほかの議案も当然上程されております。その中でも25%で抑え込んでいるということは、十分配慮されているという御説明もございました。28店舗しかない今現状を振興策によって今後増やしていきたいということが、キッチンカーであったり、屋台の参画を今回見込んで盛り込んでおりますよね。この辺の部分の振興策が今後どのような形で進んでいくのか注視してはいただかなければならないと思いますが、条例そのものは私は何ら問題ないというふうに実は感じて聞いておりました。自由討議ですので。

姫路 敏

いや、私は、副委員長そういう、私は今すぐ決めなくてもいいということを行っているわけです。反対しろなんていうことは一言も言っていない。私は、もう少し時間を見て、そしてそういう六斎市の関係、振興なのであれば、そういったような状況も今どのぐらいの人間がここに現れているのかどうなのだから、それも含めて一つに考えて、そして我々として六斎市の件について、六斎市としてPRする必要も今後はないと、議会として、平準化の意味で一緒になっていけばいいのではないかと、25%のアップで平均してやっていくのであればそれでしようがないだろうというの

であれば、それでいいと思います。そういう答えを出してやればいいわけですが、後で。今ではなくて。だから、理事者の説明では私は全く分からないから言っているのです。何考えているのか分からない、六斎市でPRしているのに、一生懸命やろうとしているのに、六斎市で盛り上げようとしているのに、誰が考えても、この料金上げるといふのは、出ていってくれと。店舗の料金を上げるということはどういうことかということ、おまえ出ていってもいいぜって、次にやる人がいるからという意味合いと、これでは俺らは店舗貸すのをやっていけないから上げるのだから、おまえの店の内容ではないのだからというのとあるわけです。しかしながら、私は、これ行政がやって、これだけPRしていているものであれば、今上げる前にいろいろ聞いておかなければいけないところもあるでしょうと。このぐらい上げるけれども、こういうふうな手段で今後やっていこうと思うのだという、そういう名目がしっかりと出てくればこそ我々は賛同できる。そのときに賛同すればいいと。その答え全然ないではないですか、どのぐらい来てどうだというのは。今質疑の中では何も見えないのです。上げるだけの話。よそと比べても上げねばならないのだというだけの一方向的な話です。それでもって盛り上げていかねばならないという。話の内容が矛盾している。こんなではちょっとあれだから、ちょっと立ち止まってこれをもう一回我々でもよく考えてみたらいいのではないですか。賛同するのであれば後で賛同すればいいし。という間を欲しいということです。いや、それ間なんて駄目だと、もう今すぐ決めるのだというのであれば反対するしかないもの、私も。反対したくないけれども、する選択肢しかなくなるということです。

小杉 武仁 私も、2番委員のほうからこれであれば反対するよと、継続審査にしなければ反対するしかないというお言葉が出たので、私は自分の考えを述べただけであって、あとはもう皆さんの判断でいいと思います、私は。当然。

富樫 光七 私もこの議案に反対しているのではないのだけれども、今の間を置くという言葉を使ったから言うのだけれども、これで例えば今賛成で通ったとしたにしても、そうするとこの問題というの是一件落ち着になってしまうのです。そうすると、人間というのは大体、終わってしまえば、はい次、次から次へと課題がありますから、これはもう終わった案件になってしまいます。そうではなくて、これは例えば継続審査でいつまでが継続なのか期限を切って、それまでの間に、ではみんなこれを盛り立てるにはどうすればいいのだという話を、やっぱりここで発言している私らの委員会もそうだし、理事者側のもちろん課長を頭にして、でも現場で本当にそのことを肌で感じて、そのものはこうなのではないかということを感じてくるのは、だからもっと若い人にその機会を与えて、物事を見て、市民目線でどうすればいいかという考え方を身につける一つの俺はすごい、こんなにコストパフォーマンスのいい人材教育はないというふうに思っているのです。だから、何を言いたいかというのは、期限を切って、それまでの間に、ではみんなでもう少し真剣に考えてみようよというその時間が必要なのではないかなという意味では、私は姫路さんの意見には賛成です。それは多分人間らしい行動パターンを一番規制できる、言葉の飾りだけではなくて、結果を出すためのいい行動だと思います。

佐藤 憲昭 まず、この条例だけではなくて、ほかの委員会に付託した条例もありますが、政策監おっしゃったように消費税の上がり分は見えていないというふうな話を今さっきされていたみたいですがけれども、恐らく消費税上がるたびに使用料、手数料を上げるというのは、それは要するに消費税が上がったことによって入館料とか使用料を上

げるというのは、これは駄目ですよというふうに国から言われた経緯もあるわけ  
でございますので、その辺は御理解いただきたいと思いますが、ただこの各条例に  
ついては施設の管理条例でございますので、管理条例の中にはやはり地財法とか財  
務規則とかに反映させなくてはいけないということで、一応この条例では規制しま  
すが、先ほど2番委員、4番委員がおっしゃったように地域経済振興策としての別  
な手だてをやっぱり考えていく必要があるのかなと私は思っています。ですので、  
12月のこの後、例えば社会教育団体とか社会体育団体とか交渉の場を持つわけ  
です、それを減免規定で持っていくというよりは、やはりきちっとした条例を制定  
したほうがいいのかないかなということであれば、もう少し、2番委員おっしゃっ  
たように継続審査もありなのかなと思いますが、ただこの委員会だけでこの条例  
だけを継続審査というのはいかなるものかというふうに思っております。以上です。

姫路 敏 これ議案の一体性ということを言っていると思うのですが、補正予算であ  
れば今3番委員が言うことは分かりますけれども、これ一応1つの議案を、我々の  
ところに来ていて、我々が最終的にそういう判断したときに、最終日で継続やめろと、  
可決しろということが議員の全員から出てくれば、これは幾ら我々が言ったところ  
でどうにもならないので、それは担保されていますので、ただ何度も言いますけ  
れども、ちょっと観光振興策も含めて考えるのであれば、別枠ということも考えねば  
ならないので、やっぱりちょっと継続したほうが、私は何でもかんでもではなくて  
いいと思うのです。ということでした。

富樫 光七 大体話の問題点はよく聞いて理事者側も分かったと思うのですが、今  
これ討論ということの話なのですけれども、これをこのまま普通に……

(「討論じゃない。自由討議だから」と呼ぶ者あり)

富樫 光七 自由討議の中で今私らの……

(「理事者は関係ないですから」と呼ぶ者あり)

富樫 光七 自由討議の中で聞いていて、理事者側も聞いているわけではないですか、話を。  
だから、その中でこれをこのままもし穏便に通して前へ進めようというのであれば、  
口約束ではないですけれども、おまえらの言うことも分かったと、そういうのだっ  
たら、この後というか、これから振興策に対して、チームの中にそれなりのプロジ  
ェクトを積んで、それでやってみるということも前向きに考えるというような何か  
言質をもらえるのであれば、この話はここで終わって賛否を取ってもいいのかなと  
いうふうに私は思いましたけれども。

(「こちらだけなので」と呼ぶ者あり)

富樫 光七 分かりますよ。聞こえるように言っている。

三田 敏秋 皆さんの言うこと十分承知しています。いわゆる継続していくということの方策だ  
から、非常に結構だと思いますけれども、この減免、先ほど政策監からありました  
ように、その点は配慮しているということでもありますし、今後活性化策、このこと  
を十二分に行政側に期待をして、私は賛成していいのかなということになります。

小杉 武仁 今4番委員からも採択は今後ということがもう前提としてなのですから、これ  
閉会中事務調査もやっぱりするべきです。これだけ問題視している方がいるとい  
うことは。そこは私としてもするべきだと思います。継続審査云々に関しては、それ  
ぞれの考えの下で、どういうふうな形になるか委員長が最終的には判断していただ  
ければいいと思うので。

姫路 敏 いや、だから賛成してしまえばこれで終わりです、議案としては。議案をどうする

かの内容で我々は審査しているわけです。だから、継続審査をした上で状況をちゃんと見て、それであれば、では賛同していこうかというのも一つだし、いや、これはちょっとこれではやっぱりということになればまた違うし、だからそのことを言っているのです。それは賛否取るという問題でないです。だから、それを今は私と4番委員と一応3番委員は、振興策も考えれば継続審査もいいのかないかなということですが、理事者からはもう声は聞けませんので、自由討議なので、理事者に問い合わせることはもう既に終わっているのです、それはできませんから、一応その声を聞いて判断するのであれば継続審査に持っていかなくてはいけないということですが私は言っているのです。反対することが悪、賛成することは義というような、理事者ではないのだから、我々は、議員なのだから、そこはまず置いておいて、反対するわけではないのだから、これについてもうちよつと煮詰めようよということですが私は申し上げたい。そうした人がいればそうすればいいという副委員長の方の考え方は私はのめないのです。そうしましょうよということになれば、みんなで一緒になってそうするというで物を進めていく。継続審査にしますか、しませんかなんてというようなことではないの、まず。いや、今はそういう話ししていますけれども、継続審査がいいという人がいっぱいあれば、それでやればいいではないかという考え方だけはやめてもらいたい。もっと違うポイントをつかんでももらいたい、こういうことなのです。

小杉 武仁 私は、それぞれの考えを持って当然だと思うわけです。議案に対してもです。ただ、私としては、さっき政策監も含め、担当課長も含め、十分に説明していただいて、これまでの経緯、内容もまず、2番委員おっしゃるとおり、私の知り合いも出店しています。大変だと思います。ただ、これ全体のことも考えなければならぬとなれば、こちら継続……

(何事か呼ぶ者あり)

小杉 武仁 いや、ほかの議案もあるわけではないですか。

(「そんなの関係ないでしょう、この議案だって」と呼ぶ者あり)

小杉 武仁 だから、この議案に関しては今継続審査にしたいという御意見がここであったので、自由討議の中でですよ、それはそれぞれの考えを聞いたほうがいいということですが、私は。ただ、私に関してみれば、これは私は十分に理解もしているし、このまま進めてもいいものだと思いますよということをお話しているのです。それだけです。だから、2番委員と私の考えは当然違っています、今。現状は。違っているのだから、ほかの皆さんの意見も聞くべきですよということをお話しているだけです、私は。それだけです。2番委員とは私は考えが違うのということをお話しているだけです。自由討議の中で。

河村委員長 それでは、一通り委員の皆さんから意見出ましたので、ほかに、では質疑ございますか。質疑は終わりましたね。

姫路 敏 では、ここで提案します。継続審査にしたほうが私はいいと思いますので、しっかりとその辺、先ほど言ったことを見極めて、その後、賛同するか否かということは決めればいいのかと思っております。もう少し時間を見てやったほうがいいと思います。そういう提案しますが、それについて諮っていただければと思います。今2番委員よりこの案件を継続審査にすべきかということで、採決していいのですか。継続審査ということで賛同してくれる方、起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

河村委員長 起立少数ですので、継続審査は否決されました。

(議第159号討論)

姫路 敏 反対の討論をします。今ほど私は、継続審査でもう少し、その露店の形の中で減少していることも我々がもう一回よく調べて、そしてまた観光を起点とした中での六斎市の開催を考えるとすれば、理事者側にはもう少し形の違った中で考えるべきだと、それをやるに当たって継続審査ということで私は提案しましたが、委員のほうでは否決されました。とつても私は残念でしようがないです。これが議会の姿か、これが常任委員会の本当の審査かと、物すごく残念でしようがないです。これは私の考えです。もっともっと本来であれば深掘りして、こういう六斎市とか、こういう部分に関してみれば、市政の中でも観光振興の一つです。それを追い打ちかけるように100円でも200円でも高くしようとする、その行為こそが私にはどうしても考えられません。だから、私はこの議案には反対します。反対討論です。

富樫 光七 大まかなことは姫路さんの言うあれでいいのだけれども、俺あんまり言葉上手に言えないけれども、何を言いたいのかなと俺自分で自分の気持ちを整理しているのだけれども、思うと、今の大体ここにあるもちろん値上げのことも含めて、それは国の流れ、県の流れ、世の中の流れだから、それは俺しようがないというのは当然認めます。だけれども、この流れのまんまでいったら、村上市みたいなたった5万人ちょっとの人口が、これから10年後、20年後どれだけの人口減っていくのかということを考えれば、誰が見てももう衰退する、それこそ限界集落ではないけれども、そういう部類に入ってしまうおそれがあるので、そういうのであったら、国の流れをそれはもちろん尊重しながら、村上市独自のものの視点の中でこの地域を守ろうとする、そういうアイデンティティーを育てておかないと駄目なのではないのかなというのがこの問題の核心の部分なのです。言いたいのは、だから、こんなにお金もかからない、国からのコンサルわざわざ900万円ももらってコンサル頼んでやらなくても、今目の前にある、毎日みんなが目にしてる露店市場、六斎市というものを、教材ではないので失礼なのですが、そういうのも具体的な事例として、やっぱり若い人たちに、だからもっと汗を流してもらって、知恵を出してもらって、村上が村上たるものをやっぱりこのちっちゃいところから今つくっておかないと、ますますこのままずるずる、ずるずる、どこまでも限りなくもう衰退する一途で、もう先ないのだから。いつかまで我慢したら、これが反転して、みんないい生活できるのだよという話なんて何もないのだから。とすれば、今やっぱりアメリカですらもうアメリカファーストみたいな、あんなでっかい国の人が出ているわけです。高市さんは日本ファーストって言っているし、そうすれば村上の市民は当然村上市民ファーストでいくという話をこれはどこかで示さなければならぬのではないですか。としてみれば、今のものは、俺もこれはこの議案に反対しているのではないのです。だけれども、これを継続審査にするというのはどのくらい大事なのであるかなということを知りたいので、それでやっぱり私は今回は、賛成、反対ということを決めるのであれば、反対という方向に、悪いけれども、したいと思います。以上です。

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第159号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（河村幸雄君）暫時休憩を宣する。

（午前11時07分）

---

委員長（河村幸雄君）委員会の再開を宣する。

（午前11時20分）

（議第160号質疑）

佐藤 憲昭 1点だけ確認させてください。この村上市勤労者総合福祉センターというのは、要するに勤労者のためのセンターになるわけですが、開館時間なのですけれども、8時半から10時までだったのが9時から9時までと。この根拠を教えてくださいたいのですけれども。

地域経済振興課長 今回の開館時間の根拠であります。利用者の状況を踏まえて9時から午後9時までとしております。利用時間が大体、朝の9時から夕方、仕事終わって夕方の午後9時頃までの利用が主でありますので、そういった時間設定とさせていただいているところであります。

佐藤 憲昭 では、それ以降使っている方は少ないと。だから、影響はあまりないということでございますか。

地域経済振興課長 そういったことで判断しております。

姫路 敏 どのぐらいの人数的に割合いますか。9時から10時まで使っている方の割合というのはどのぐらいなのか。

地域経済振興課長 すみません。時間帯の割合が今詳細なものが手元になくて申し訳ございませんが、後ほど御報告させていただきます。

姫路 敏 先ほどの答弁で午後9時から10時までってほとんどいないという答弁している限りは、答弁の根拠があって当然なのです。それが今資料は手元にないというのはどういうことなのか聞かせてもらいたい。

地域経済振興課長 大変申し訳ございません。手持ちのものも準備していなかったもので、早急にちょっと確認をさせていただいて、答弁させていただければというふうに思います。

姫路 敏 今すぐそのデータを持ってきて示してください。

委員長（河村幸雄君）暫時休憩を宣する。

（午前11時23分）

---

委員長（河村幸雄君）再開を宣する。

（午前11時30分）

地域経済振興課長 大変失礼いたしました。クリエートのほうの利用者の状況なのですが、全体で利用者のほうが、こちらのほうについては7万人ほど年間で利用がありまして、それに対して、夜間の21時から22時までとして、今まで利用実績として、そのうちの3%ほどになっております。若干の利用はあった中でも、利用状況が少なかったということでもあります。今のクリエートの利用状況とすると、日中の利用が非常に多うございます。約10%を超えた利用が時間帯によって、お昼前、それからお昼から、1時から2時の間も10%ほど多くございます。利用状況としては、日中の利用が多

くて、夜間の利用のほうも時間帯によって五、六%というところになっております。大変遅れて申し訳ございません。

姫路 敏 ということは、3%でしかないのではということで、そういうふうには関わってはやっぱりその当直の方とかも人件費の削減につながるという考え方でよろしいのかな。

地域経済振興課長 委員おっしゃるとおりに、その代行員としていただいている方の削減にもつながるということでもあります。

(議第160号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第160号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第160号について以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第160号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第4** 議第161号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について、議第162号 村上市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について、議第163号 朝日まほろばふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について、議第164号 朝日みどりの里屋根付き多目的広場条例の一部を改正する条例制定について、議第165号 村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定について、議第166号 朝日温泉活用健康増進施設条例の一部を改正する条例制定について及び議第167号 村上市営あらかわゴルフ場条例の一部を改正する条例制定についての7議案を一括議題とし、担当課長（観光課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

観光 課長 それでは、議第161号から167号までの議案の説明をいたします。まず、議第161号につきましては、村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、村上駅前観光案内所及び村上市町屋造観光案内所について使用料の見直しを行うものであります。議第162号は、村上市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、指定管理者による適切かつ計画的な運営が行われていることを踏まえ、村上市民ふれあいセンター運営審議会の必要性がなくなっていることから、同審議会を廃止すること、また冷暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。議第163号は、朝日まほろばふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の休館日及び利用時間の変更を行うものであります。議第164号は、朝日みどりの里屋根付き多目的広場条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の利用時間を変更したほか、利用するコートの種類により区分されていた利用料金について見直しを行うものであります。議第165号は、村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の利用時間の見直しを行うものであります。議第166号は、朝日温泉活用健康増進施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、毎月第2月曜日を休館日にするほか、会員の年会費について、料金の見直しを行うものであり

ます。最後に、議第167号は村上市営あらかわゴルフ場条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設使用料について、料金の見直しを行うものであります。説明は以上であります。

(議第161号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第161号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第161号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第161号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第162号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第162号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第162号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第162号について以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第162号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第163号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第163号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第163号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第163号について以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第163号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第164号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第164号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第164号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第164号について以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第164号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

(議第165号質疑)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第165号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第165号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第165号について以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第165号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

(議第166号質疑)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第166号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第166号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第166号について以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第166号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

(議第167号質疑)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第167号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第167号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第167号について以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った

結果、議第167号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第5** 議第168号 村上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について、議第169号 神林農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について、議第170号 朝日シルクフラワー製作工房施設条例の一部を改正する条例制定について、議第171号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について及び議第172号 村上市農山漁村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定についての5議案を一括議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 それでは、議第168号から議第172号について説明をさせていただきます。まず初めに、議第168号は村上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまでの時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料としたほか、冷暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。次に、議第169号は神林農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正の内容は、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料として料金の見直しを行うものであります。次に、議第170号は朝日シルクフラワー製作工房施設条例の一部を改正する条例制定であります。改正内容は、施設使用料について、料金の見直しを行ったものであります。次に、議第171号は村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、本市農村公園のうち、山北地域にある中浜農村公園について、マネジメントプログラムにおいて利用状況などを踏まえて検討した結果、このたび施設の廃止について集落から合意が得られたことから、令和7年度末をもって廃止しようとするものです。次に、議第172号は村上市農山漁村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまでの1日を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料として料金の見直しを行うものであります。説明は以上です。

（議第168号質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（議第168号自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（議第168号討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第168号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

（議第169号質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

(議第169号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第169号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第169号について以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第169号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第170号質疑)

佐藤 憲昭 すみません、1点お願いします。このシルクフラワー製作工房、要するに旧朝日地区の特産品である繭の繭玉ですか、繭の玉を使って民芸品と工芸品を作ったわけですが、この辺の育成を市としてどういうふうな考えでいるのかお聞かせ願いたいと思います。

農林水産課長 こちらにつきましては、朝日地区の特産でありました蚕、繭を活用する施設ということで設置させていただいたところではございますが、今現在、朝日地区におきましては繭の生産がほぼない状況でございます。ですので、そういった観点からすると、なかなかちょっと発展という部分については厳しいのかなというふうな認識はしておりますが、ただよそからの繭を購入した中での活用ということで、朝日地区のもともとの伝統的な活用、土産物品ですとか、そういったものとしての活用がございしますので、そちらについては必要に応じた形での支援のほうはしていく必要はあるのかなというふうに考えております。

佐藤 憲昭 了解しました。ありがとうございました。

(議第170号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第170号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第170号について以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第170号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第171号質疑)

姫路 敏 山北の中浜のことなのでしょうけれども、これどういった過程で、では、いいわということになったみたいですけども、ちょっともう少し詳しく教えてもらえますか。

山北支所産業建設課長 この施設の成り立ちといいましょうか、昭和58年に農業関係のミニ総合パネル事業という事業で圃場整備をやったり、集落センターを造ったり、はたまた農業の集落排水施設を造って、その集落排水施設の上部のほうを公園化して地元開放してきておりました。できた当初は管理委託を地元のほうにやっていたのですけれども、平成18年からは指定管理業務ということで、これも中浜のほうにお願いをして指定管理業務を続けていたのですけれども、たしか平成28年度、その当時の指

定管理業務の終期に、とても利用者も少ないし、集落のほうも高齢化が進んで管理が、指定管理業務を引き受けられないねというような形で申出がありまして、あとそれ以降は市が直営をしていたのですけれども、その直営をして、その指定管理の途中からもそうなのですけれども、遊具が壊れたりしてもちょっと更新ができないような状態に来て、集落のほうも要望もなかったということで、実質今、直営期間については、地元のほうに聞き取りをしたら、利用者がほとんどいないと。ただ、安全上の問題で、柵みたいなのは更新はして修繕はしてきていたのですけれども、こちらのほうでマネジメントプログラムを取りまとめる過程で集落のほうと協議を複数回重ねてきた中で、底地が集落の共有地なものですから、老朽化した施設は撤去して、ある程度必要ない施設は水飲み場とかみみたいなものを、あと公衆トイレも実を言うところなのですけれども、そういうものは撤去した後に更地化した上で、一旦ここについては廃止してもらっても結構ですというようなところでの同意をいただきました。この後は、下に集落排水施設がまだありますので、集落のほうと上下水道の施設管理者とということでの使用の契約をして、下水道施設の土地利用は続くわけなのですけれども、一旦は農村公園としてのものについて廃止をさせていただくというような内容です。

姫路 敏 そうすれば使わないで更地にしてということ、使う人もあまりいないのでということで、それでそれを削除したということ。それらしきところっていっぱいありますか、これ。ほかいっぱいこれ並んでいますけれども、今後どうしますか、そういうようなところ。確認しますか。

農林水産課長 農村公園のうち、荒川地区、神林地区、朝日地区にある公園につきましては、指定管理を結ばさせていただいた中で集落のほうに管理をお願いしている状況でございます。神林地区につきましては、直営でというふうな形の管理になっておりますので、まず1点、指定管理の部分につきましては、その都度、期間もございますので、更新の都度、その内容について、更新していただけるのかどうなのか、そのタイミングで確認はしていく必要はあるのかなというふうには思います。ただ、直営の部分については、その都度、どのタイミングという部分では具体的にはちょっと今持ち合わせていないのですけれども、公園ですので、どちらかというところと小学生以下の子供たちが集落にいるのかどうなのかという部分と、あとただ公園ですと一時的な避難場所ですとか、何か集落の行事等で活用するというふうなところもあろうかと思っておりますので、それについては適宜集落のほうの確認は必要かなとは思っています。

姫路 敏 公園であっても、指定管理でなければ直営になるではないですか。どちらかなわけだ、指定管理か直営か。その中で、いわゆるそれをもう全部やめてしまう、公園をやめてしまうということになれば、そこはもう逆を返せば、そこにある集落で御自由に使えるということなのですか。そういう感覚でいいのかな。ちょっとその辺が分からないのですけれども。

農林水産課長 底地につきましては行政の財産というふうな、今回の中浜については、中浜区で持っているものを、集落排水の施設があったその上ということになりますので、そのほかについては圃場整備での創設換地というような形での設置がほとんどでございますので、行政が管理する、市の名義になっている土地になりますので、そこら辺も踏まえた形で協議は必要のかなと。要は自由にというふうな形には、市の土地ですので、自由に使えるよという中で万が一そこで何かがあった場合、ではその瑕疵責任はどこだというふうな話にもなりますので、一応そういった部分も含めて公

園としては使わないよというふうな格好で、もう廃止していいよという話であれば、そこら辺のその後の対応についても協議はする必要はあるのかなと思います。

姫路 敏 変な話、公園にそのまましておいたほうが使い勝手がいいのではないですか。どういものなのですか、それというのは。わざわざ削除していくよりも、従来どおり公園にしておいて、別に公園としての体をなしていないとしても、まずそこは公園なのだということで、そうすればそこに入って何か、いわゆる子供たちで何かしようが、おにぎり食べようが何しようが、今後はそういうことをしようとしたら行政のほうに許可を得てからものをしてしなければならないような状態になることですよ。それはそういうことになりますよね。そうすれば、わざわざ削除していかなくてもいいような気するのですが、それ山北の産業建設課長、どうですか。

山北支所産業建設課長 委員おっしゃることも十分理解しているところなのですが、ただ今回、中浜の場合は、冒頭申し上げましたとおり底地が集落共有地ということで、一旦施設がなくなれば集落のほうにお戻ししなければならないねというような状態になって、なおかつ今、農村公園をやめるに当たってどうしましょうかというふうなことで集落のほうと協議をしたわけですが、やはり遊具を更新してくれというような御要望はなかったもので、ただそのままにしておいても、もう老朽化が進んで危ないね、それは撤収してくださいねと逆に御要望もいただいて、そこに公衆トイレがあるので、それもほとんど使う人はいないので、それも邪魔なので撤収してくださいねというような集落からの御要望によって施設の撤収を進めるところです。ただ、いかんせんその土地の区画、誰でも入っていいような状態にしておかないで、周りのフェンスだけは充分老朽化しているので、それは直して集落のほうにお戻してくださいというような御要望がありましたので、8年度のこれから3月までに御審議いただくとは思いますが、3月の定例会の当初予算でその改修の工事費については要望させていただければなということで今準備中でありまして。なので、基本的には底地が集落のものなので、あとは公園でなくなれば集落で御自由に使ってくださいというような形になるのですが、今回の場合はその下のほうに農業集落排水の土壤曝気形式の槽がありますので、それはこの後、上下水道課さんと我々も含めて、産業建設課も含めて集落のほうと協議を進めて、いわゆる上下水道施設の一部として、この後は集落の土地をお借りして施設を管理していくというような形で予定しております。

(議第171号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第171号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第171号について以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第171号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

(議第172号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第172号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第172号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第172号について以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第172号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長(河村幸雄君)休憩を宣する。  
(午前11時58分)

委員長(河村幸雄君)再開を宣する。  
(午後0時59分)

**日程第6** 議第173号 朝日みどりの里体験交流センター・休養施設条例の一部を改正する条例制定について及び議第174号 朝日みどりの里農産物直売施設条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長(観光課長 山田昌実君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
観光課長 それでは、議第173号、174号の説明をいたします。議第173号は、朝日みどりの里体験交流センター・休養施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の利用時間の変更、また施設の使用料を1時間当たりを単位とした使用料に見直したほか、宿泊利用料金の見直しを行ったものであります。議第174号は、朝日みどりの里農産物直売施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、直売施設の月額使用料について、料金の見直しを行ったものであります。説明は以上であります。

(議第173号質疑)

姫路 敏 日中の利用というのを削ったわけですね。それ理由はどういうことですか。  
観光課長 日中の利用がもともと少ないというのが1つと、それから連泊の需要があるというようなことが理由であります。  
姫路 敏 連泊の需要というのは、連泊の場合はどういう料金体制になるのですか。  
観光課長 これは単純に日数を掛けるというような、1泊の料金に日数を掛けるというような料金になります。  
姫路 敏 では、宿泊の利用の時間というのが午後4時から翌朝の10時までではないですか。ということは、ここに日中がなくなるから、あれなのかな。それは、簡単に言えば午前10時から午後4時までの間もそのまま使えるということですか。  
観光課長 連泊した場合は、そのまま使用してもオーケーということですよ。

(議第173号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第173号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第173号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第174号質疑)

- 姫路 敏 5万円から6万2,300円になると、こういうことなのですね。6万2,300円ってどうやってはじき出したのか。25%かな。ちょっと教えてください。
- 観光 課長 これは全部の施設そうなのですが、行革で出した計算式に基づきまして使用料の原価を出したものであります。それが6万2,300円という金額になったものであります。
- 姫路 敏 私よく理解できないのだけれども、どういうことですか。
- 政 策 監 すみません、補足させていただきます。原価計算をいたしまして、その後、受益者負担率といいまして、この施設についてどれだけ公平性・公益性があるのかとか、民間のほうで代替するものがあるのかとか、そういったところを確認して受益者負担率を決めるわけですが、この施設につきましては75%の受益者負担率ということで、原価に対して75%、原価が8万3,000円程度で、受益者負担率が75%というところで、この金額になっているというふうな計算でございます。
- 富樫 光七 この6万2,300円の中の一番経費的にかかっているというのは、何か建物償却とか、そういう明細も聞くことができますか。
- 行政改革推進室長 経費の中で一番多くを占めるものは、減価償却費が91万2,120円となっております。原価の合計としては99万7,393円となっております。

(議第174号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第174号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第174号について以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第174号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第7** 議第175号 村上市内水面総合振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について及び議第176号 村上市新内水面振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 それでは、議第175号、176号について説明をいたします。まず初めに、議第175号は村上市内水面総合振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容につきましては、施設の利用時間及び休館日を見直したほか、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に見直しを行ったものであります。次に、議第176号は村上市新内水面振興対策事業施設条例の一部を

改正する条例制定についてであります。改正内容につきましては、施設の利用時間及び休館日について見直しを行ったほか、入館料について見直しを行ったものがあります。説明は以上です。

(議第175号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第175号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第175号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第175号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第176号質疑)

姫路 敏 1月の5日から2月の末まで午前10時から午後4時までとすると。これはどういう根拠なのですか。

農林水産課長 こちらにつきましては、まず1点、冬期間であるということで、入館者数についても、この1月、2月、3月につきましては例年、通年を通して少ないといった中で、まずそういうのが1点あります。あと、日の入りが早いという部分と、あとお客様の入りがやはりこの時期ですと、温泉を出た後とか、よそから来ても10時ぐらいからの入館がほとんどだということの、イヨボヤ会館側の指定管理者からの聞き取りの中でそういう回答がありましたので、この形で変更させていただきました。あわせて、今回イヨボヤ会館につきましては、市内の観光施設、若林家の住宅及び村上歴史文化会館と共通券というような形で発行する関係もありますので、そちらと時間及び休館日については調整させていただいて、同じような形での変更とさせていただきます。

姫路 敏 それは分かりました。1月でなくて12月からやればいいのかないかなというのが1つと、これはいい、これは賛同しますけれども、ちょっと検討してもらいたいの、12月、1月、2月という3か月にどうせなら、10時からというのであれば、それでもいいし、もしかして、あっちの共通券の件もあるので、おしゃぎり会館なども一緒になっているのかな。ちょっと所管も違うのであれですけれども、10時でなくて11時からでもいいのかなと思うのですが、その期間は。そしたらもうちょっと節約できるでしょう、いろんな意味で。というようなことを考えますけれども、さらにその辺を検討していただいて、協議してもらっていいようであれば、先行ってまた違う提案もしてもらいたいなと、こういうふうに思いますけれども、いかがですか。

農林水産課長 まず、時間短縮の期間につきましては、イヨボヤ会館という鮭を中心とした展示をメインにした施設でございますので、鮭のシーズンということで12月はできれば多くの方に来ていただきたいといった願いもありますので、そういうところもあって12月は通常の間時間帯というふうな形で設定させていただいたところではござい

す。今後の状況も踏まえてそれは検討させていただければと思いますし、時間についても、今回この中身でまずさせていただいた中で今後検討させていただければというふうに思います。

姫路 敏 実績が何よりなので、そういう思いがあったとしても、来る人はみんな昼からの人ばかりであれば、その思いというのは違う。いわゆる変えることもできるので、取りあえずそういうことでお願いしたいなと思います。ちょっと考えてみてください。

(議第176号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第176号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第176号について以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第176号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第177号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（観光課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

観光 課長 それでは、議第177号は村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容につきましては、南大平ダム湖公園の使用料について、料金の見直しを行ったものであります。説明は以上であります。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第177号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第9** 議第178号 村上市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（観光課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

観光 課長 それでは、議第178号につきまして御説明を申し上げます。議第178号は、村上市公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、山北地域小俣の山北交流広場につきまして、公共施設マネジメントプログラムに基づき利用状況などを踏まえて検討した結果、このたび施設の廃止について集落、関係者と合意が得られたことから、令和7年度末をもって廃止することとして、条例に所要の改正を行

うものであります。説明は以上であります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第178号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第10** 議第185号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第185号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)につきまして御説明いたします。1ページを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款水道事業収益、第2項営業外収益に2万7,000円を追加し、収益的収入の予算を11億9,252万7,000円とするものです。支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用を366万5,000円減額し、収益的支出の予算を11億7,893万5,000円とするものです。2ページを御覧ください。第3条は、資本的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款資本的収入、第2項出資金に71万2,000円を追加し、第4項工事補償金を1億97万3,000円減額し、資本的収入の予算を5億6,202万2,000円とするものです。支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1億7,822万5,000円減額し、資本的支出の予算を9億7,773万円とするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億1,570万8,000円につきましては、損益勘定留保資金等により補填するものです。3ページ、4ページを御覧ください。補正の主な内容といたしましては、収益的収入につきましては、第1款2項2目他会計補助金について、人事異動に伴う職員人件費の更正により、一般会計繰入金を追加するものです。5ページ、6ページを御覧ください。収益的支出につきましては、第1款1項1目原水及び浄水費については、荒川地域の浄水場送水ポンプの老朽化に伴い不足する浄水施設等修繕費を追加し、2目配水及び給水費、4目総係費では、人事異動及び給与の引上げなどに伴い、職員人件費の補正を行うものです。7ページ、8ページを御覧ください。資本的収入につきましては、第1款2項1目出資金について、人事異動に伴う職員人件費の更正により一般会計出資金を追加し、4項1目工事補償金では、国・県道路事業の計画先送りにより、配水管改良工事補償金を減額するものです。9ページ、10ページを御覧ください。資本的支出につきましては、第1款1項1目拡張事業費では、朝日地域の岩沢地内試験井設置工事等の不足額を追加し、1項2目改良事業費では、人事異動に伴う職員人件費の更正を行うほか、国・県道路事業の計画先送りに伴い、配水管改良工事を減額するものです。以上、上水道会

計補正予算の概要となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第185号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第11** 議第186号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第186号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。1ページを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款水道事業収益、第2項営業外収益に680万1,000円を追加し、支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用に680万1,000円を追加し、収益的収入及び支出のそれぞれの予算を3億4,590万1,000円とするものです。第3条は、資本的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款資本的収入、第2項出資金に35万9,000円を追加し、資本的収入の予算を2億7,258万5,000円とするものです。支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費に35万9,000円を追加し、資本的支出の予算を4億1,459万円とするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,200万5,000円につきましては、損益勘定留保資金等により補填するものです。3ページ、4ページを御覧ください。補正の主な内容といたしましては、収益的収入につきましては、第1款2項1目他会計補助金については、施設修繕費の不足により、一般会計繰入金を追加するものです。5ページ、6ページを御覧ください。収益的支出につきましては、第1款1項1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費では、不時修繕費の不足に伴い、修繕費をそれぞれ追加するものです。4目総係費については、人事異動に伴い、職員人件費の更正を行うものです。7ページ、8ページを御覧ください。資本的収入につきましては、第1款2項1目出資金については、人事異動に伴う職員人件費の更正により、一般会計出資金を追加するものです。9ページ、10ページを御覧ください。資本的支出につきましては、1款1項1目改良事業費について、人事異動に伴い、職員人件費の更正を行うものです。以上、簡易水道事業補正予算の概要となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第186号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第12** 議第187号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算(第4号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第187号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算(第4号)について御説明いたします。1ページを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益に39万9,000円を追加し、支出につきましては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用に39万9,000円を追加し、収益的収入及び支出のそれぞれの予算を38億8,474万3,000円とするものです。2ページを御覧ください。第3条は、資本的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款資本的収入、第1項企業債では8,070万円を、第2項補助金では1億371万円をそれぞれ減額し、第6項出資金では732万3,000円を追加し、資本的収入の予算を34億5,882万とするものです。支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1億7,708万7,000円減額し、資本的支出の予算を48億823万1,000円とするものです。第4条は、企業債の補正となります。下水道事業債の限度額を変更するものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13億4,941万1,000円につきましては、損益勘定留保資金等により補填するものです。4ページ、5ページを御覧ください。補正予算の主な内容といたしましては、収益的収入につきましては、第1款2項1目補助金については、人事異動に伴う職員人件費の更正により、一般会計繰入金を追加するものです。6ページ、7ページを御覧ください。収益的支出につきましては、第1款1項5目総係費については、人事異動に伴い、職員人件費の更正を行うものです。8ページ、9ページを御覧ください。資本的収入につきましては、第1款1項1目企業債及び2項1目国庫補助金については、国の交付金事業の交付減額に伴い、それぞれ減額するものです。6項1目出資金については、人事異動に伴う職員人件費の更正及び泉町ポンプ場の工事費増額分について一般会計出資金を追加するものです。10ページ、11ページを御覧ください。資本的支出につきましては、第1款1項1目建設事業費については、人事異動に伴う職員人件費の更正を行うほか、工事請負費については、泉町ポンプ場の更新工事に伴う増額はありますが、国の交付金事業の減額により、荒川地域の雨水幹線整備工事及び山北地域のマンホール蓋更新工事を次年度へ先送りするため減額するものです。以上、下水道事業補正予算の概要となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(質 疑)

姫路 敏 11ページの支出の部分での工事請負費、これは次年度に回されるということの説明なのでしょうけれども、先般、三面の処理場の問題ございましたね。それはまだ調査中とかいろいろあるのでしょうかけれども、そのときに2,750万を起債というか、そういう使って充てたということなのですからけれども、これはこれだけマイナス、工事請負費を1億7,831万円ほど繰り越すわけなのだけれども、この辺のところのやりくりというのは、あれはあれでもう起債かけてしまったので、一応今のところ動かしようないということなのではないでしょうか。どうなのでしょう。

上下水道課長 10ページ、11ページの建設改良費の工事請負費の減額なのですが、こちらにつきましては、収入のほうでも御説明したのですが、国の交付金事業、補助金が入ったものでございます。補助金と企業債を使って事業を行おうとしたのですが、国の補助金のほうが少なく交付されたものですから、それに伴う減額ということになります。

姫路 敏 では、全くお金があって云々くんぬんということではなくて、その事業としてまだやられていないので先送って、そのときになればやると、こういうことでいいのですか、理解。

上下水道課長 そのとおりでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第187号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（河村幸雄君）閉会を宣する。

(午後 1時32分)